

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成22年6月7日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成22年6月7日 月曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後0時20分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 社会福祉及び社会保障について（沖縄市の児童虐待問題について）

出席委員

| | | |
|---------|-----|--------|
| 委 員 長 | 赤 嶺 | 昇 君 |
| 副 委 員 長 | 西 銘 | 純 恵 さん |
| 委 員 | 桑 江 | 朝千夫 君 |
| 委 員 | 佐喜真 | 淳 君 |
| 委 員 | 仲 田 | 弘 毅 君 |
| 委 員 | 翁 長 | 政 俊 君 |
| 委 員 | 仲 村 | 未 央 さん |
| 委 員 | 渡嘉敷 | 喜代子 さん |
| 委 員 | 上 原 | 章 君 |
| 委 員 | 奥 平 | 一 夫 君 |
| 委 員 | 比 嘉 | 京 子 さん |

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|------------|---------|
| 福祉保健部長 | 奥村啓子さん |
| 福祉企画統括監 | 當間秀史君 |
| 青少年・児童家庭課長 | 田端一雄君 |
| 国保・健康増進課長 | 上原真理子さん |
| 国保・健康増進課班長 | 島袋富美子さん |

(補助答弁者)

| | |
|----------------|-------|
| 警察本部生活安全部少年課長 | 平良英喜君 |
| 警察本部刑事部捜査第一課次席 | 幸喜一史君 |

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄市の児童虐待問題についてを議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部長の出席を求めています。

ただいまの議題について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 本件につきましては、まず亡くなられたお子さんの御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、沖縄市において発生した虐待による乳児を被害者とする傷害致死事件について、概要及び児童相談所と関係機関の関与の経緯等を御説明いたします。

なお、本事案につきましては、現時点で調査中であるため、御説明する内容は主として警察発表に基づくものであります。

まず、事案の発生日時は、平成22年5月29日午後ごろから5月30日午前1時

30分ごろまでの間と見られており、発生場所は被害児童の世帯が居住する沖縄市室川のアパートの室内となっております。また本事案は、被害児童が搬送された病院から沖縄警察署への通報があったことにより発覚しておりますが、この時点では児童相談所への通告・情報提供は行われておりません。

次に、事案の発生時から逮捕に至る状況ですが、先ほど述べました日時及び場所において、父親が生後3カ月の乳児に対してその頭部に数回頭突きし、布団に投げつけるなどの暴行を行ったことにより発生しております。また、事案発生時には、母親は仕事に出ており不在だったとのことでした。その後、乳児が呼吸をしていないことに気づいた父親が母親の職場に乳児を運び、母親の同僚が119番に通報しております。その後、乳児は市内の病院へ搬送されましたが、5月30日午前8時40分ごろ搬送先の病院で死亡が確認されております。沖縄警察署においては搬送された病院からの通報を受理した上、琉球大学医学部において解剖を実施し、その後の取り調べで、父親が数回頭突きし、生活が苦しくいらしていたなどと自供したことから、6月1日午前0時55分に傷害致死罪で逮捕しております。

次に、被害児童の状況及び当該世帯の家族構成について御説明します。

被害児童は生後3カ月の男児であります。本事案での被害等の状況は、頭部打撲傷等の傷害に基づく頭蓋内損傷であり、5月30日午前8時40分ごろに死亡が確認されております。当該世帯の家族構成は、本児、本児の母親及び父親の3名であり、父親と母親は婚姻関係にはありません。また、父親は本児を認知しておりますが、実子ではないとのことでした。容疑者となっている本児の父親は年齢が22歳、職業は介護職員であります。母親は20歳で、飲食店に勤務しております。

続きまして、本事案に係るコザ児童相談所、沖縄市役所等関係機関の関与の経緯、状況について御説明します。

まず、コザ児童相談所ではありますが、本事案については、通告、来所相談、電話相談等を受けておりませんでした。このことについては、6月1日午前8時50分に沖縄県警察本部少年サポートセンターから被害児童の名前等の情報提供があり、その時点で当該児童について、児童相談所が関与していないことを確認しております。

次に、沖縄市役所については、当該世帯が沖縄市への住民登録を行っていなかったため住民としての把握ができず、当該児童も乳児家庭全戸訪問事業の対象となっていないなど、関与が難しい状況にあったようです。また、母親及び児童が住民登録をしていた宜野湾市では、3月2日に宜野湾市の保健師が新生児訪問を行い両親と面談しておりますが、その時点では不自然な様子はなかつ

たとのこと。その他の関係機関については、現在、調査中またはこれから調査を行ってまいります。具体的には、父親が住民登録をしている市町村、児童の出産、救急診療、死亡確認等がかかわった各医療機関などから情報を収集する必要があると考えております。

以上が本事案に係る現時点で把握をしている概要であります。

最後に、虐待によって子供の尊い命が奪われる事件が繰り返されたことにつきましては、大変遺憾であり深刻に受けとめております。県としましては、早急に事実関係の詳細を把握し、必要な対応を行ってまいります。また本事案は、児童相談所が事前にかかわっていたケースではありませんが、児童相談所を含めた関係機関の関与が適切であったかについても、今後検証を行ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、沖縄市の児童虐待問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今、福祉保健部長から説明がありまして、宜野湾市役所として3月2日に保健師が訪問をしているようですが、どのような頻度で訪問されているのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 1回だけの訪問です。

○渡嘉敷喜代子委員 今回は1回だけの訪問ですけれども、普通、そういう乳児に対しての保健師の訪問の頻度というのは1カ月に1回はやるのか、あるいは2カ月に1回やるのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○上原真理子国保・健康増進課長 新生児訪問でありましたので、母子保健法に基づきまして、必要な母子に対して訪問を行うので、この記載を見ますと、特に変わった様子がないということで、その後のフォローが必要であったという判断がなかったようで、これ1回だったと思われま。

○渡嘉敷喜代子委員 これは実家で生活しているわけですよ、夫と一緒に。そして、そこから沖縄市に移っているわけですよ。移った時点で、やはり宜野湾市の保健センターとしてはこの子が不在ということがわかるわけですよ。その後、1カ月に1回でも訪問しているのであればその子がいないということはわかるわけですよ。それはなかったのかどうかです、その後訪問が。沖縄市に引っ越ししていますよ、夫婦は。そして沖縄市では住民登録がされていませんよ。登録はされていないけれども、宜野湾市の保健センターとしては、定期的な乳児の訪問をするのであればこの子がいないということはわかるわけですよ。それを全くやっていなかったのかどうかです。

○奥村啓子福祉保健部長 今、詳しいことについては調査中ではありますが、現在把握している段階では、訪問したときに沖縄市に引っ越し予定があるということを知っている、その方に沖縄市の情報—母子保健関係の窓口とかそういうところで、何か相談があれば行くようにという情報の提供をしたということは聞いております。そして乳児家庭全戸訪問という4カ月までの名簿には宜野湾市のほうに登載はされていたようではありますけれども、結局、それをやる前に沖縄市のほうに引っ越ししておりますので、そういう意味では先ほど申し上げた1日だけの新生児訪問ということになります。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の場合には、沖縄市に住民登録がされていなくて、この乳児の把握もできなかったということなんですよ。ですから、この子が沖縄市に住むということは言っていたと、その後どうなっているのかということ、やっぱり宜野湾市と沖縄市の連携がとれていなかったということも一つの盲点になっているのではないかなという気がするのですよ。今後のこともあるわけですから、そのあたりのことを福祉保健部長としてどうお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 ちょっと詳細には宜野湾市と沖縄市がどんな連携をとっていたかということは、今の情報の中ではこういうやりとりがあったとは聞いておりませんが、おっしゃるように、やはり引っ越しとなると、本人だけの情報提供ではなくて市町村間の連絡ということもあれば、もう少し違った対応ができたのかという部分もあるので、その辺は今後市町村とも協議しながら、そういう連絡が密にできるような体制を検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 2009年の児童福祉法改正で、要保護児童対策地域協議会というのを持つように義務づけているようではありますけれども、この件について沖縄

市と名護市が入っていないということですよ、新聞の報道によると。そうするならば、各市町村においては児童虐待防止ネットワークで対応しているところもあるわけなんですけど、その児童虐待防止ネットワークの対応の仕方と、要保護児童対策地域協議会の対応の仕方、その違いというのはどのようにあるのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 沖縄市では児童虐待防止ネットワークということで、まだ要保護児童対策地域協議会には移行しておりません。その違いではありますが、まず児童虐待防止ネットワークは虐待を受けている児童に限りませんが、要保護児童対策地域協議会については非行児童や、あるいは支援を要する児童、それから最近児童福祉法が改正されて、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦—いわゆる特定妊婦というのが対象に加わっております。そこが大きな違いです。それと事務局が要保護児童対策調整機関を一つの機関に限り指定をする。それから、法律に基づいて要保護児童対策地域協議会に加わる関係機関の皆さんは、秘密保持が規定されるといったことや、予算面では要保護児童対策地域協議会の場合は、次世代育成支援対策交付金の対象にもなり得るといった違いがあります。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、この父親が介護職であるということで、そして賃金も10万円そこらで、生活が苦しくていららしていたということが言われていますが、介護職に入って間もないということは新聞報道でわかっているのですが、この介護職の労働時間がどうなっていたのか、恐らく過重労働で、そのあたりのストレスもあったのではないかという思いがするのですけれども、労働時間というのは把握されていますか。

○奥村啓子福祉保健部長 それにつきましては把握しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 えてして、こういう児童虐待の場合には、やはり生活苦とか、それから仕事が過重でストレスとか、そういうことが重なってくるということがこれまでの例でもあるわけですよ。ですから、やはり福祉保健部としてもそのあたりの、本当に今、介護職の職員が労働力に合わないような低賃金で働かされているのが現実ですよ。ですから、そのこともあわせて、今後はしっかりと対応していく必要があるのではないかなと思いましたがけれども、福祉保健部長としてそのあたりはどうお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 新聞報道ですけれども、確かに渡嘉敷委員がおっしゃるように、生活苦ということが要因だと本人は言っているのですけれども。ただ、虐待の要因をいろいろ分析して、確かに経済的な問題というのは非常に大きな要因の一つではあるのですけれども、虐待というのはそれだけではなくて、いろいろな要因が複合的に絡まって起きるものですので、そういう意味で直接的な形での一今言った処遇が悪いとか、職場環境の問題が即虐待に結びつくとは考えておりませんので、そういう要因の一つであるというところをしております。今おっしゃる介護職員の処遇が低いというのは、これまでもずっと言われておきまして、処遇改善のための交付金を活用してのいろいろな支援が進んできているところがございますので、それはそれとして介護のみではなくて福祉関係の従事する方の職場環境の改善というのはこれからも必要かなどは考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 このストレスからくる違った方面の虐待ということは、子供に限らずかなりあるのですよ。私の知り合いの近所の人なんだけれども、刑務所の刑務官を夫婦ともやっていて、そのストレスを、自分の飼い犬にやっているえさをやらない。えさをやれば便をするからやらないとかそういうことで犬が悲鳴を上げるような、足げにするような、そういう虐待を、そのストレスを別の方向に向けていくということは、仕事によってもそういうのは現実にあるわけなんです。ですから、ましてや抵抗もできないような子供に虐待をするということはその人にもよると思うのですけれども、仕事上のストレスとかいろいろな環境とかというのは、やはり福祉保健部としてもしっかりと分析して、これからの対応をやってほしいと思うのですよ。このことについても、やはり庁内の虐待防止についての審議会の中でもいろいろ出てくるかと思いますが、本当にすべての環境に対して、幅広く考えていかななくてはならないことではないかと思うのですよ。今回の場合、特に住民登録もされていなかったということで、それを5年に1度の調査でしかわからないということではなくて、住民登録から漏れている人たちを何とか拾い上げていくような、地域での、市町村での対応の仕方もとても大切ではないのかなという気がいたしました。終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 本当にあつてはならない痛ましい事件がまた起こったなと思

います。今捜査中ということで、詳細な部分はなかなか聞きづらいのですけれども。まずお聞きしたいのは、今回この事件の全体像を見たときに、予防できなかったのか、阻止できなかったかということも含めてですが、一番何が原因だったかという認識なのか、福祉保健部長に確認したいのですけれども。

○奥村啓子福祉保健部長 今の段階で、これだという要因は非常に難しいかなと思っております。これまで検証していただいた部分というのは、地域での未然防止、気づきというかそういう部分と、あとは相談側の体制、そしてそれを発見できるというか、身近にあるいろいろな学校、保育所、医療機関とかそういう場ですぐに気づいてつなげる、そういう体制という、この辺をきちんとしていけば早期発見・防止ということはかなり徹底できるのではないかなという気がしておりますが、そういう意味では、その辺のネットワークとか関連が少し抜け落ちた部分、弱かった部分もあるのかなと思っております。確かに、この事件の一番の盲点というか、非常に難しかった部分は、やはり住民登録がなくて市町村につなげていけなかったということが、外的な要因としては大きかったのかなという気がします。これは今後の検証を待たないといけないと思っております。

○佐喜真淳委員 まさに冒頭に福祉保健部長が言われた早期発見というか、そして新聞報道にもあるように、救急で運ばれているのですよ。そのときに多分、そこでしっかりとした対応というか対処をしていれば、ある程度全体の原因がつかめただろうし、できるのであればこれは県立病院で起こっていますので、やはり横の連携というものもしっかりとっていただければ。大変遺憾なんですけれども、小児科部長は新聞報道でこう言われているのですけれども、「もし虐待を発見できた病例にもかかわらず見逃していたとなれば、大きな問題である。見逃さないためのシステムを考え直さないといけない。」とあるのです。まさにそれが多分、今回の一番の防止できたところだったと思うのです。4月かな、その1カ月後にこういう事件が起こっているのですよ。確かに住民登録の問題もあると思うのですけれども、やっぱり過去の事例からいっても、横の連携というか、そういうものに対してしっかりと神経をとがらせてやること自体が一番大切だと思うのですよ。ですから、県警察本部は今捜査中だと思うのですけれども、県警察本部の方や病院の方はいらっしゃいますか。県警察本部の方はこの問題に対してどういう見解ですか。この事件が起こったものと、そして今後こういう事件を起こさないための、いわゆる対策というものも含めてですけれども。

○平良英喜警察本部生活安全部少年課長 今回の虐待死亡事案につきましては、今一番何が要因かと言われておりますけれども、やはりこの周囲の方々が恐らく把握していたと思うのですよ。これについて児童相談所も含めて、県警察本部にも何らかの相談がなかったということで、このお母さん、お父さんを含むそういった周囲の方々からの相談があれば、何らかの対策ができたのではないかなと考えております。

○佐喜真淳委員 福祉保健部長と県警察関係者の方々も、そこがやはり一番大切なところだと思いますし、きょうは当然病院の方々もいらっしゃるのかなと思ったのですけれども、病院の方はいらっしゃらないので。緊急で運ばれたこの子供に対して、そこでおかしいなと思ったはずなのですよ。だからそういうところは、県がこれから学校、県、市町村、あるいは病院、県警察本部と連携をとること自体が大切だと私は思うし、こういう事件をしっかりと防止するためには、もう少し汗をかく部分があると思うのですよ。そのあたりはしっかりと取り組んでいただきたいし、これは今捜査中ということですから、全体の究明というのはいつごろになるのでしょうか、この全体を把握できる時期というのは。

○平良英喜警察本部生活安全部少年課長 事件そのものは恐らく二拘留捜査すると思いますので、6月20日、6月21日か22日が拘留満期なんです。その期間はずっと捜査をして、後は検察庁に送致して、そこで起訴するかどうかのことになると思います。捜査部分については、6月22日ごろには終わると思います。

○佐喜真淳委員 ある程度、6月22日ごろには判明すると。そこでやはり県の福祉保健部が中心になりながらも、絶対にこういうことがあってはならないがための対策というのを検討しながら、実行ある対策をとらないといけないと思うのですよ。沖縄市と名護市がそういう対策をとっていなかったからでは済まされることなく、そこはイニシアチブをとって県がやっていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 本当に痛ましい事件が起こるのだなど。これは原因を取り除

いていくということを、先ほど福祉保健部長が必要な対応を行っていきたいということをおっしゃったのですよ。でも必要な対応とは、何が原因なのかということをお明確にしない限りとれないわけですよ。

まず最初に、県警察本部のほうに。事情聴取をしている中で、子供に虐待致死までしたという本人が、この間にいろいろ述べているはずですよ。その事情聴取の中で見えた原因になるであろうと、県警察本部のほうでつながるであろうというのは何だ和您に見ていますか。事情聴取の中で、新聞報道も少しあるのですけれども、わかったことの報告をいただきたいと思ひます。

○幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席 新聞報道等でもありますように、動機については生活苦からいらいらしていたと。その生活苦がどんな状況であったかというのは細かく説明はしているのですが、捜査の詳細に関する部分なので、ここでは説明を控えさせていただきます。そういういらいらを子供に八つ当たりの的にぶつけていたということがわかっております。

○西銘純恵委員 生活苦ということが、今回の事件の一番大きな問題だったということであれば、それでは福祉保健部長にお尋ねしたいのですけれども、こういう22歳、20歳の若い皆さんが今本当に雇用の問題で、生活苦という中でも生活を立て直すために、奥さんのほうも夜のアルバイトに出たとか、報道の中では見えるわけですよ。この経済を立て直すために頑張っている部分があるわけですよ。けれども、やはり生活苦というのがそういうところまでに至ったということであれば、手だてとして、県はそういう子育て最中の若い世帯の皆さんに何か対策を考えなければならないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、今、雇用情勢が非常に厳しくて、そして非正規雇用というのが広がって、それも特に賃金も安いという中で、生活が非常に苦しいという方々が増えていろうという話は状況として理解はしております。ですから、その中で特にこういう若い世帯に対しての支援と申して、特に何か制度をつくるということよりも、今ある制度を本当に活用していけるかという、活用することによって何か支援ができないかということをお考える必要があるのかと。それに対して本人たちがこういう困った状況を身近に相談できるものが必要なのかと思ひます。それは、今、現在のところ市町村ということではあります、市町村の中でもそういう形で身近にいろいろな問題を一つ一つのことは一つのことという縦割りではなくて、総合的に相談に乗れるよう

な窓口というものが必要かなということは非常に感じておまして、こういうシステムをどのようにつくっていくかというのは、今後の課題かなと思っております。

○西銘純恵委員 児童虐待は減っていますか、横ばいですか、どのようになっていますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 平成21年度の児童相談所で受け付けた児童虐待の処理件数がございまして、これが435件となっております、前年度の平成20年度に比べますと、27件ふえていると。過去3番目の多さとなっております。

○西銘純恵委員 市町村が掌握している件数はどうなっていますか。県は全体を見ないといけないと思うのですよ。1年間で27件ふえたといったら、それでもふえているということは実態としてありますけれども、市町村はどうなのでしょう。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 市町村が平成21年度に受けた虐待の処理件数が703件となっております、これは過去最高となっております。

○西銘純恵委員 前年比をお願いします。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 前年度が572件でしたので、131件ふえております。

○西銘純恵委員 若い子育て中の皆さんの生活苦が、一番大きな問題としてとらえるべきではないかと思うのですよ。皆さんは、子供たちの貧困問題で、全国児童相談所長会が全国調査をされているときに、沖縄県もまとめられたと思うのですよ。虐待の一番大きな理由として挙げられる3つの理由ということで、全国児童相談所長会は出しているのですけれども、沖縄県の虐待の理由といたしますか、原因は何でしょうか。既に掌握されていると思うのですよ。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 全国児童相談所長会で把握をされたというのは手元にないのでわかりませんが、一般的に言われておりますのが経済的困窮や不安定就労、あるいはひとり親家庭等と言われていると理解しております。

○西銘純恵委員 一番大きな虐待の理由というのが経済的困窮というのを全国的に挙げられて、沖縄県もそのように見ているわけですよ。だからそこをどのように支援をしていくかというところを、この子育て最中の皆さんに、明らかに目に見えるような形で、こういう経済的な支援をやりますよということを出さないと、皆さんが個人の問題で抱えるということですよ。だから一番大きな理由と言われている経済的困窮、これについて必要な対策をとっていくということになりますので、それはまたとっていくということが大事だと思うのですが、それでも、具体的にすぐ出てくるのでしたらお答えいただきたいのですが、そうでなければここはネックになるのではないかと思いますので、指摘をしたいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 こういう経済的な対策というのは、国の大きな視点での経済対策が一番だと思います。それに対しての社会保障、セーフティネットをどのような仕組みをつくっていくかという、国としての大きな施策の展開というのが根本的に必要なのかなと思っております。私たちに今現在できることは、今ある制度というものを知らずに苦しい思いをしているということで、制度の支援をすることによって救われる部分というのがいっぱいあるのではないかなと思っておりますので、そういうきめ細やかな支援、相談窓口、体制というのを一番早急にやるべきかなと考えております。

○西銘純恵委員 具体的に今のケースで、今ある制度の何々を使ったら支援ができたというのでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 経済的な面からいえば、子ども手当の支給も始まっております。児童手当の申請はしていたとは聞いておりますが、当面はそれかなと思います。後は、保育所の優先入所とか、後は、住民票の登録はしていないにしても乳児家庭全戸訪問事業とか、そういう保健サイドからのいろいろな育児支援事業とかもありますので、その辺の活用をしてもらうというのが当面できることかなと思っております。

○西銘純恵委員 制度の活用というのは、少なくとも住民票があって初めてということにその地域ではなるわけですよ。今、私の周りでも結構、子育て中の皆さんがいろいろな事情から、住民票は実家に置いているけれども別で住んでいて子育てをしているというのは、沖縄県は多いのではないかなと思うのですよ。

まずそこから、この家族と同じような皆さんが、県内にどれだけ子育てしている世帯があるのかと、こういう調査というのも必要ではないかと思うのですよ。そして住民票がないから行かなかつたでは済まないわけですから、やはり先ほど言われた要保護対策事業とか、登録をしているから、登録していなければ行政の責任はないとか、そういう線引きをしているというところに問題があると思いますので、やはり市内に子供を育てている人たちが実際にいるか、いないかというのは、訪問をしない限りわからないと思うのですよ。ですから民生児童要員の皆さんの活用はどうなのかとか、いろいろな、こういう子育て世帯の実態を、孤立化していないかどうか、そこを拾い上げるというのも行政でとれる大事な仕事だと思うのですよ。そこについては、この間に虐待が何度も起こってきて、取り組みとして前進したところがあるのかどうか。子育て世帯の孤立化を防ぐ手だてについて、去年からことしにかけて、新たに何か施策として、市町村、そういうところにやってもらっていることがあるのかどうかなんです。孤立化を防ぐというところでとても大事な、これもやはり、貧困、虐待問題を扱っている専門的な皆さんが、子育ての皆さんの孤立化をどう支援していくか、孤立させないようにどうするかということが大きなネックだと言っていますよ。去年からそれについて前進したのがあるのかどうかというところもお尋ねしたいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 新たな仕組み、制度をつくったということではなくて、去年から今までに目に見える形でというのは、児童相談所の体制、職員をふやしたとかその辺は言えます。それから、この要保護児童対策地域協議会の設置が若干進んで、平成21年度に2カ所の新たな設置があったということです。後は、住民登録をしていなくてもそこに住んでいる方たちをどのような形で支援を、要するかどうかの確認も含めて、支援につなげていくかというのは非常に大きな課題かなと思います。今回のことを教訓に、沖縄市のほうとしても、早急にネットワーク会議を開いてその辺を検証していくという方向で検討しているようですので、そのあたりでどんな形で、登録していなくても支援につなげていくような仕組みをつくれるか、民生児童要員の活動もそうでしょうけれども、自治会単位とか、アパートなりその辺の家主とかが何らかの形で、一般の県民も含めた形での周知というか、啓発とか、協力とか、そういうものを地道にやっていくしかないのかなという気はします。

○西銘純恵委員 先ほど県警察本部の方から、生活が苦しくていらいらしてという報告があったのですけれども、同居した当初からそういう状況だったので

すか。子供に対して愛情がなかった状況があったのでしょうか。報道があったのですけれども、監察医の河野さんという方が新聞にコメントを出しているのですけれども、育児の孤立救済がかぎだというタイトルがついているのですけれども、最初から愛情を持たないで子供を育てる、子供を虐待しているということはないと。自分の子供ではなくても、愛情を持って一緒に住もうといった関係で一緒に子供を育てますから、本当に愛情を持って出発しているはずなのですよ。けれども、やっぱりこの経済的なものとか、育児の孤立があると。そのことについて気づいてほしいとこの監察医は言っているのですけれども。私は、先ほどから言っているこの孤立化をどうなくしていくかというのは、もう行政がやっていく仕事以外にないと思うのですよ。それともう一つは、経済苦といって、今ある支援というのが、実際は最後のセーフティネット—生活保護が受けられているかどうかといえ、いろいろな条件で受けられない状況にあったと思うのですよ。そこは後日お尋ねしますけれども、そういう意味では、やはり必要な人たちに支援をする。それを、国が制度がないからではなくて、今必要だということに、県としてどのようにやっていくかというのは、今も問われているのではないのかなと。虐待防止と言うのであれば、そこまで支援策をつくっていくということをやらないと、私は、根絶もできないし、増加傾向に歯どめするということはまずできないのではないかと思います。以上を指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 先ほどと関連しますが、市町村への通報も131件ふえていると。また県のほうでも27件増加しているというこの原因なのですが、明らかに虐待がふえていると見ているのか、それとも毎年沖縄県でもこういった大きな事件、事故があるのですけれども、住民の意識が高まってそういう通報体制がふえているのか。これは県、また県警察本部はどう見えていますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 県と市町村の合計を合わせますと、過去最高となっております。これは今、上原委員がおっしゃったように、県民の意識が高まって、通告の件数そのものがふえていると。潜在化したものが顕在化したという部分も一つにあると思います。ただ、虐待の今回の内訳を見ますと、身体的虐待が割合としてふえておりまして、ある意味リスクの高いケースがふえてきているということでは危機感を感じております。

○上原章委員 こういったケースは密室でのことがほとんどですので、家庭内でどういったことが起きているのか、これは本当に周りでしっかり予防体制を組まないといけないのかなと思うのですけれども。沖縄市では、生後4カ月までの乳児がいる家庭を対象とした戸別訪問を実施—こんにちは赤ちゃん事業ですか、これの具体的な内容と、どのぐらいの頻度でこれが訪問される事業なのか、どういった人が訪問をされるのか、ちょっと教えていただけますか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 沖縄市が実施しているこんにちは赤ちゃん事業は、事業名称はいさいベイビー事業ということでやっておりまして、対象家庭は、沖縄市内に住所を有する生後4カ月未満の乳児がいるすべての家庭に、生後4カ月までの間に訪問をするということになっております。ちなみに平成20年度の実績がございますが、件数としては1191件を訪問しているということとなっております。

○上原章委員 これは訪問頻度とか、そういうものは決められていないのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 生後4カ月までに、全戸1回は必ず行くということであります。

○上原章委員 今回は、宜野湾市に住民票があり、宜野湾市は生まれて新生児訪問は1回は行ったと。そういう中で、沖縄市に引っ越すという話も確認をしていたようですけれども、沖縄市に約3カ月も住んでいる中で、住民票も登録していないと。そういう意味では、市町村の横の連絡というのはしっかりされていないのか、そういう制度が不十分なのか、状況を教えてもらえますか。県はどう把握しているのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 そういう事案についてはよく把握をしておりますが、先ほど西銘委員からもありましたように、民生児童要員とかが各地域の状況を踏まえて、連絡があれば、例えば住民票の変更であったりといったことが可能になったのではないかなと考えております。

○上原章委員 いや、私が聞いているのは、宜野湾市にもこういった赤ちゃん事業というものはない形で漏れたのか、本来、宜野湾市でもそういうのをやっ

ているのだけれども、追跡的なそういうところまでやっていないのか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 生後4カ月までの乳児家庭全戸訪問事業については、県内41市町村すべてが実施しております。宜野湾市でも4カ月になった時点で実際に訪問をしようとやっていたやさきであったと伺っておりますが、今回のケースの場合は3カ月ということで、それから漏れてしまったということでもあります。

○上原章委員 これは4カ月になった時点で訪問ということですか、それとも4カ月までの間に各対象の家を回るという制度ですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 4カ月までには全戸訪問をするということでもあります。

○上原章委員 このケースは、もう引っ越すという情報もしっかり把握している中で、本来は沖縄市にしっかりと伝える—これは今後のこともあると思うのですけれども、この辺の制度上の効果をしっかりと検証して、県は今後しっかりと対応する必要があると思うのですが、どうですか。これは市町村の横の連絡を、県がその制度の盲点がない部分等はしっかりと指導していく、リードしていく必要があると思うのですがいかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 市町村に指導という形はちょっと厳しいかなと思うのですが、今回の事例があるので、市町村間の連携—例えば、引っ越すということがわかっていれば、引っ越し先にそういう情報を提供するとか、そういうことは可能かなと思いますので、今後はネットワーク、要保護児童対策地域協議会をいかに機能させるかという観点から、その辺は助言していく必要があるのかなと思っております。

○上原章委員 もう一点、この父親は認知はしたということなのですが、認知をしたということは、要するに親子としての戸籍とか、そういった手続等はされたということで認識しているのですか。住民票がない中でこういった認知をするというのは、ちょっとよくわからないのですけれども。

○奥村啓子福祉保健部長 戸籍としては、要するに子として認知ということで、住民票と戸籍は別ですので、住民票登録がなくても戸籍としてはちゃんと父と

して認知されております。

○上原章委員 アパートということで、そこに所帯そのものが、住民票がないという報道なのですけれども、普通、アパートというものは住所がはっきりしているの契約だと思うのですけれども、この辺はどういう理解をされているのですか。そこまでは皆さん掌握していないのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 契約上は添付として住民票登録がなくてもできるのですよ、今は。ただ契約の住所がどこの、契約時点ではもとい住所だったのかもしれませんが、このあたりは一要するに、住所がなくても賃貸の契約というのは現にできるわけですし、今は。

○上原章委員 いずれにしても、ぜひここまで毎年子供の死亡につながるような児童虐待事件が起きている沖縄県という意味では、本当に異常事態だと私は思うのですよ。沖縄の子供たちが今置かれている状況、先ほどほかの委員からも厳しい経済状況でまた孤立化というのもある中で、どこまでこの子供たちを本当に守れるかという観点から、ぜひ県そのものの中にもしっかりとした虐待防止の対策室をつくって、実際に現場でどのようなことが起き、また今回のケースも事例としてしっかり検証して、これに対してどう手を打つか。これは一日でも早く対策をつくらないと、毎日いろいろなところで子供たちが虐待を受けている可能性が置かれているということもしっかり認識していただいて、各市町村の担当と、また各関係機関と、早目に県が声かけをして体制づくりをしていただきたいと希望します。最後に、福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 おっしゃるように、児童虐待というのは一般住民もちろんですけれども、学校、保育所とかいろいろな医療機関、警察も含めて、そういう関係機関との連携という一確かに連携というのは、どういう形で実行性のある連携をとるかというのが課題で非常に難しいところだとは思いますが、市町村レベルでも協議会をつくって、それをつくるだけではなくて、いかにして機能していくかという機能強化というのを重点的に取り組んでほしいということで、県としてもいろいろな助言とか、支援をしていきたいと思っています。それともう一つは、今言った総合的な取り組みというのですか、その辺が必要だということで、県レベルでの要保護児童対策協議会を早目に設置する必要があると認識しておりますので、今後はそういうものを設置して、総合的な形での各地域、市町村に対していろいろな働きかけもできるよう

な、そして総合的な対策を検討できるような協議会をつくっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 何と言っていいかわからないような事件ですけれども。まずこの時点で、事件の概要のところなのですが、この時点で児童相談所への通告、情報提供はなかったということがありますよ。ということは、今、児童相談所に通報・連絡がある以外に、これだけ、いつ、どこでも起こるとということが潜んでいるということが事実ですよ。みんなが気づいていない中においても死に至るくらいのことが、どこの家庭にでもと言ったらちょっとオーバーですが、そういう情報的な提供がない、通報もない、そういう中でこの事件は起こっているわけですよ。しかし、やや兆候というのは、病院に運ばれた時点でおかしいと思う予兆はあったわけだと思えるのですよ。そうすると、この情報の提供がない、どこにも潜んでいるような子育て家庭のこのような虐待をどうやって抑えていくのか、また発見していくのか、そういうことについて福祉保健部内でのどのようにお話をされているのでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かにおっしゃるように、通報がなかった形で最悪の状態になったということ、私たちとしても本当に重く受けとめておりました、これまでにいろいろな検証委員会を通して検証してきたものは、大きく分けて早期発見・早期対応ということですが、この早期発見という、どのような形で発見するかということは、一般的には一般住民からの通報、これはいろいろな啓発活動が必要だろうと。後は、一番かかわる可能性の高い関係機関、学校、保育所とか、学童クラブとか、それと今回は医療機関、警察も女性相談所とかそういうものもですけれども、そこは当然のことながら発見して早期通報するという形の仕組みができていたものという前提だったのですけれども、意外とそういうものが、本当に地に着いた形で行き渡っていなかった部分というのが非常にあるのかなと、これは本当に反省ですけれども。では、これをどんな形で、今後日常的な情報を共有して、そしてそこにかかわる方たちが、ある意味専門性というか、虐待に対する研修とか、どうするのが虐待で、どういふときは危険な兆候だとその辺をキャッチする、やはり日ごろからその辺の日常的な研修とか、そういう形の取り組みというのを、我々はもっときめ細かくやっていく必要があったのかなと非常に反省しております、今後はそういう

関係機関との連携、それと地域におけるネットワーク、先ほどの要保護児童対策地域協議会をいかに機能強化していったら、実行性のあるネットワークにしていくかという、その辺が一番大きな課題かなと。それと、先ほどからの乳幼児検診等も含めて、乳幼児の全戸訪問事業、その辺の保健分野からの連携、その辺をきめ細かく具体的な形で今後どう強化していくかというのが今後の一番大きな課題だし、早急に取り組む必要があることかなと認識しております。

○比嘉京子委員 発見に対して、例えば今横断的に、県立病院のみならず一般病院も含めてそういう機関においては、啓発とかそれから周知、これからもっと強化する必要性はあると思うのですが、このケースの場合、事実確認ですが、多分日中は母親が見ている、保育園とか云々ではないのですよ。ですからある意味で、なかなか発見しづらい環境の中にいたことは確かですよ。1つには、どうやってそういう家庭との連携をとるか、今福祉保健部長がおっしゃったことなのですが、今、県の中でデータとして、貧困も含めてこの子育ての中におけるリスクをどのように分類というか、掌握というか、子供たちのそういう環境の中において、子供の貧困率も含めてですけれども、発生リスク、または今山内先生などが指摘されているハイリスク、そういうことに対する実態、疑ってみるといのは変ですけれども、そこは仮説を立てても、想定に入れながら接触をしていかなければいけない家庭として、どういう家庭なのかという、特に若年者の夫婦、別に貧困ではなくても、そういうことも含めて、親の育ち、それから経済的な環境、さまざまな要因が絡むわけですよ。そういう中で、今子育てを孤立させないというのですけれども、新生児の訪問をやって問題がなかったら行かないわけなのですよ。そうすると1つには、そういう若年家庭において、週に1回の訪問が必要なのかどうかも含めて、具体的にこういう漏れる家庭にどうするのだということを、もっと緊張感を持って早急に皆さんの中で議論がないことがおかしいのではないかと私は思っているのですが、どうですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 沖縄県は若年妊娠・妊婦が全国の2倍あるということは長年続いていて、それが沖縄本島中部地域は高いということは前からあるのですけれども、それで中絶はしないで出産をするという傾向がありますので、福祉保健所のほうでも、市町村と一緒にそういう妊婦の管理、フォローという形をとって、若年妊婦がうまく赤ちゃんを育てて家庭を維持するような支援はしております。そういう形から、今おっしゃっているような、日中、周囲に育児支援をしてくれる環境が余りないということであれば、かか

わる人をうまく配置できる、あるいは先ほど福祉保健部長からもありましたが保育所の検討などはやる方向がありますけれども、母子保健の側からそういう形の妊婦管理というのは、妊娠の状態でハイリスクと考えればフォローをしています。

○比嘉京子委員 先ほどから、なかなか現実的なお話にはならないのですが、例えば若年者の出産が多いという中において、親としての一親育ても含めてですけれども、就労支援も必要でしょう、親育ても必要でしょう、それから先ほどから言われているネットワークも必要でしょう、いろいろなことが必要だと思うのですよ。ですけれども、今、待機児童が沖縄市でも多い中において、若年者から受け入れましょうというような保育園のシステムにはなっていないわけなのですよ、現実的には。若年で支援が必要だから、保育園に入所できますよということではないのですよ。どうしても就労している人を、保育園としては待機児童としてカウントしているわけなのですよ。だから今おっしゃったことも、私はなかなか現実性はないと思うのです。そういうことも含めて、福祉保健部長にお聞きしたいのですけれども、今さまざまな事実確認だけでは、これは1事例にしか過ぎないわけですよ。これだけ虐待の通報がない中で、突発的に起こっているということなのですよ。そういうことを想定した上での、抜本的な虐待防止対策の、あらゆる横断的な、緊急的な取り組みをするために、まず1つは子供たちが置かれている貧困度も含めた実態調査。データがないところには制度がないのですよ。沖縄県はデータがないのです、これも。だから、子供が置かれている環境、これは今、たまたま乳児ですけれども、それが幼児、それから学童期といくわけなのです。そういうことも含めて基本的なところに立ち返って、まず実態調査をぜひやるべきだろうと私は思いますが、どうですか。

○奥村啓子福祉保健部長 子供の貧困という形で、昨今、いろいろな議論がされておりまして、調査という形—まずは実態把握をやろうということで、現在予定はしております。まだ取り組んでいるわけではございませんが、いろいろなところ、関係機関を通して現在の状況把握、実態把握からまず進めていこうということは考えております。

○比嘉京子委員 いつ実態調査をするお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 調査という形よりも現在の実態把握というか、数字

上で今拾える当面のもの、学校での要保護児童とか、そういう数とか、その辺の需給状況とか、生活保護のいろいろな状況とか。母子世帯の実態調査は終わっていますが、その辺の状況把握、そのあたりを早急に取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉京子委員 就学支援とか、生活保護とか、貧困等についても絶対的貧困と相対的貧困、特に相対的貧困について、沖縄県はデータはあるのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 貧困という形でのデータはございません。

○比嘉京子委員 国に報告していないのですか。国的には出ているようですが、沖縄県独自にはないのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 あの貧困調査は、国が国民生活実態調査等を利用してやったもので、各都道府県からの報告の積み上げという形ではございません。

○比嘉京子委員 このことは今の議論からややずれているので戻しますが、一つ腑に落ちないことがあります。これは地域の人コメントですが、1週間前に、この夫婦が予防接種に行ってきますと、にこやかに言って出かけたというのがありますよ。その予防接種はどのような予防接種で、福祉保健所、または市町村からの通達があった予防接種かどうかの事実確認はできているのですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 予防接種はポリオワクチンであったということで、これは各市町村どこも一緒なのですが、通知を出します。年に何回か設定をしておりますので、集団で接種をする場が用意されております。

○比嘉京子委員 今の答えだと、任意ではないわけだから自主的に行ったわけではなくて、通知が来たから行っているわけですよ。では、通知を出した元はというと、宜野湾市なのか、どこなのかという事実がわかると思うのですが、宜野湾市ですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 宜野湾市と聞いております。

○比嘉京子委員 そうすると、やっぱり市町村として通知を沖縄市に出しているわけですよ。どこに出しているのですか、実家に出しているのですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 宜野湾市に送って、戻ってきたので沖縄市へということになったそうです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が通知先について確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

當間秀史福祉企画統括監。

○當間秀史福祉企画統括監 予防接種については、住民票のあるところに市町村から通知が来ますので、この場合は宜野湾市から本人の、まだ住所移転をしていない前の住所に通知がされて、それを受け取ったそこにいる母親のほうから沖縄市にいる本人に連絡がいて、それを受けに行ったということのようです。

○比嘉京子委員 多分に戸別訪問というのは、発育状況、または発達に何らかの問題がない限り、頻繁に保健師は尋ねないと思うのです。尋ねないという想定の上で対策を立てないといけないと思うのです、虐待の場合は。これと絡めてやるのか、保健師が回ってくるのを絡めるのか、違うルートで子育て支援をする中においてチェックを入れていくのか、このことはどう考えているのですか、対策として。

○奥村啓子福祉保健部長 実際問題、何の情報もない状態だと家庭いきなり入り込むということは非常に難しいわけですよ。ですから、こういう制度を活用した形—集団検診ももちろんそうですけれども、そういうものを利用した形でしか家庭訪問というのはできないものですから、そういう意味でこの4カ月、そしてこの4カ月の全家庭訪問事業で、やはりちょっとおかしいなと思った子供たちは、次の養育支援事業があるので、そこにつないでいくという仕組みはできているわけです。ですから、いかにこの仕組みの中に乗せていくか、そしてその仕組みの中で、いかにここで何か問題があるというのを気づけるかということだと思うので、やっぱりその辺を徹底してやっていくしかないのかなと考えております。

○比嘉京子委員 福祉保健部長、これは違うと思うのですよ。なぜかという、1カ月とか4カ月単位でフォローしているものではなく、別に虐待を疑って訪問するわけではないのですよ。いわゆる子育て支援の中において、集団の中に預けていない、家族、家庭で見ている子供たちの中において、育児不安や育児に対するいろいろな相談に日ごろから乗れる体制、これは全く今言う問題が起こった子供を次のという今までの経過ではなくて、新たに、特に若年の出産に対して、または孤立している家庭に対して、または集団にかかわりのない家庭に対して、どのような新しい仕組みをつくっていくかということが、きめ細かく必要であろうということを提案しているのですよ。ですから、どこにでも起こり得るわけなのです、どこからも通報がないわけだから。どこでも起こる、それを起こさないためのネットワークや支援体制をどう新たにつくっていくかということが、これは今、我々に突きつけられている大きな課題ではないかと私は思うのですよ。それで今言ったシステムにあるものに乗っけていくのではなくて、あるものを実施している中で漏れてきた事例ですと、最初に確認したのはそうです。システムの中にない、漏れてきた死亡事件ですと。だからこそ新たな仕組みが必要ではないですかという議論をしているつもりなのですよ。だからこそ子育ての、こういうかかわりのない家庭に対して、どう手を差し伸べていくのかという、日ごろからのネットワークやかかわりの持ち方をどうするのかということを考えるべきだろうと思うのですよ。だから、今のシステムが云々ではなくて、このシステム外に起こり得ることを想定して、新たなこういうシステムを考えないといけないし、考えるべきではないですかと申し上げているのです。

○奥村啓子福祉保健部長 今回のは、今のシステムの中でシステムがきちんと稼働しても、うまく機能していても全く発見できなかったのかということは、今後検証しながら確認されていく部分が出てくるのかとは思っています。先ほど、要保護児童対策地域協議会とネットワークの違いの中でも話ししましたが、対象児童が要支援児童、特定妊婦ということも対象にこの協議会の中に含まれておりますので、今言ったような形での若年の妊婦も含めて、今後はこういう支援の対象の中に入っていくので、どういう形で支援に結びつけていくかを協議会の中でも議論していく必要があるし、そういう仕組みをつくっていく必要があるかと考えております。

○比嘉京子委員 3月下旬から起こっていたのではないかとというようなことや、それから4月2日ですか、県立中部病院の救急に母親が連れて行っていま

すよ。確かに、そのときに発見できなかったのか、つなげることができなかったのかというところの弱さ。だから、現存するシステムの認識の共有もできていないと思われるのですよ。それだけではなく、前後に何の虐待もしていないけれども、一日、二日で死に至ることだってあるわけですよ。だから、そういうことをやると、対応、対応では対策ができないということなのですよ。ですから、そういうことではなくて、日ごろから親育ても含めた子育て支援が必要ではないかというこの弱さを、沖縄県は特に強く親育てをやらなければいけない地域なのに、それをされていません。私はもっと別の議論をほかの時点でやりたいのですよ。母子手帳を配付する段階から、夫婦で親育てをやれる仕組みをぜひつくりたいと思わないと思わないのです。そういうような弱さという背景がたくさんある中で、親としての認識や、発達の認識のない親たちの中で、子供たちが非常に悲惨な目に遭っている。そういうことをずっと黙認し続けているわけなのですよ、ある意味で。そういうことを含めると、今こそ—こんなことをやっているともた起こるのですよ、これは。だから抜本的に、人も、ネットワークの強化も、啓発も、それから貧困率の調査も、すべてにおいて本気になってやらないと、いつでも起こる事例だと思わないのです。そういうことを踏まえて、今、福祉保健部の本気度が試されていると私は思うのですよ。本気になって、福祉保健部を挙げてやるというお考えを最後にお聞きして終わります。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど来、早期発見・早期対応、それから未然防止の中には今おっしゃったような親育てというか、これは非常に大きな課題だと考えておまして、地域においての育ち、小さいときからの人権教育なり、将来、親になるための教育的なものも必要ですし、当然、妊娠した時点での教育というのにも必要だと思うので、その辺は非常に弱い部分もあるというのは認識しております。やはり、これは総合的に福祉保健部だけではなくて、教育庁やいろいろな部分も含めて、本当に取り組まなければいけない部分だとは認識しております。先ほども申し上げましたが、県レベルでの要保護児童対策協議会も早急に立ち上げまして、その中でも関係機関との連携をとりながら、きちんと対応していけるような、総合的な対策がとれるような形で取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今までの議論を聞いていまして、本当に悲惨な事件なだけ

に、これまでの幼児虐待とちょっと違ったような事例だと思うのですが。一つ聞きたいのは、乳児を囲む行政側が、乳児に接触できる機会というのは幾つぐらいあるのですか。いわゆる出産、子供が誕生して3カ月、4カ月の間に、行政がこの乳児にかかわれるチャンスというものは、どういう制度と、どういう機会があるのでしょうか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 乳児に保健分野でかかわれるチャンスというのは、まず最初は出生届の連絡票から、リスクがあるかどうかというのは把握することができます。それに基づいて訪問をしますし、また出生届をした時点で各市町村では細かく問診をとって、早い時期の訪問を希望する、しないとか、そこらあたりの要望も聞いて、先ほどの1カ月以内で新生児期の訪問をしている—これは母子保健法に基づく訪問ですが、新生児訪問であったり、先ほどの、これまで4カ月未満でのこんにちは赤ちゃん事業の訪問とかですと、法的なものに基づいては2回ということになりますが、必要な子についてはそれ以上訪問している事例もあります。

○奥平一夫委員 いわゆる3カ月の乳児が行政サービスとして受けられるサービスは2回しかないということですか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 新生児訪問という母子保健法に基づいては1回と限定はされていないのですけれども、必要に応じて訪問をしますが、1カ月以内の訪問ということになります。

○奥平一夫委員 例えば、これは保健以外にほかに乳児と接触できる機会というのは、制度としてあるのですか。それしかないのでしょうか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 今の新生児訪問以外にはその地域の母子保健推進員が、各市町村のほうで地域の妊婦の情報とか行きますので、赤ちゃんが生まれたという情報に基づいて訪問はしております。

○奥平一夫委員 しかし、その間にもそういう虐待らしきものが発見できなかった、気づかなかったということなわけですよ、行政側が気づかなかったということですよ。ということは、こういう事例には政策としてはなかなか対応できないことがあるのかなと思うのですが、福祉保健部長はその辺はどう考えていますか、そうでもないのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、今、制度として入り込めるといふか、相談に乗れる部分というのは今話したのですが、先ほど比嘉委員からもあったように、母子手帳を交付した時点から、いろいろな母親教室とかそういうものも足りないとは思いますが、市町村のほうでも取り組んでいるということと、後は家庭に入り込むというのはなかなか難しいわけですし、民生要員の仕事も周囲から、あそこは困っているようだとかそういう情報がない限りなかなか入り込めないわけです。家庭を一戸、一戸訪問するということはちょっと難しいので、やはりそれも当然、周囲や隣近所の方の見守り的なものの、周辺の住民に対する協力とか、啓発。それともう一つは、御本人自身に困ったことがあったときにはいつでもこういうところに行けば相談に乗れるのだという情報の提供が弱かった部分もあるのかなと考えております。

○奥平一夫委員 先ほどから、家庭の中に入り込むというお話をされていますけれども、家庭の中に入り込むという意味ではないです。当然、そう簡単に理由がなくて家庭の中に入り込むということはできません。ただ、子供が行政機関と接触する際のさまざまな機会があるではないですか。そのときに、どういう気づきをしているのか、そういう体制をどうとっていくかということが大事だということを思っているのですよ。ですからそういう意味では、乳児が社会と接触する機会をとらえて、このときにしっかり気づきができる体制を整えておくことが非常に大事だと思うのですよ。そういう意味で、実は今、ここに新聞の記事になっていますが、肋骨に骨折痕があるという見出しがあります。しかも、これは事件当日の骨折ではないという、これまでにできた骨折だとあるのですが、これはいつごろだと断定していますか。この辺は聞いていませんか。

○幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席 父親の乳児に対する接し方とか、子育てのあり方などいろいろなことを想定しながら必要な捜査を進めております。そう骨折痕があるという報道もされていますが、これは捜査の細かい部分にかかわることなので答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○奥平一夫委員 実家を離れて沖縄市へ移ってからのこの3カ月間が、虐待がたびたび繰り返されていたという新聞報道ですけれども、実家にいるころはそうではなくて、実家を離れて沖縄市へ移動して家族3名で暮らし始めてから、即虐待が起こっているというようなことがあるのですけれども、この辺は把握されていますか。いつごろから虐待が始まったのだろうかという。

○**幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席** 今回の事件に限らず、一般のケースとして見守る家族が多い場所では虐待というのはなかなか起きない。いわゆる夫婦間、密室の中でわからない間に起きるとというのが通常なので、そういうこともちゃんと視野に入れて、今捜査を進めているところです。

○**奥平一夫委員** 例えば、額に痣があったり、いろいろなところに痣ができています。それを問い詰めたにもかかわらず、どこかにぶつかったとかという言い逃れでこういうことがあるのですけれども、最終的には虐待死ということがあるのですけれども。問題は、虐待をしている過程の中で、どう早目に気づいていくかということが非常に大事だと思うのですよ。そういう意味では、恐らくこのお母さんは、この子供に異変があったときは病院に行っているはずですが、医療機関を訪れているわけですよ。これは何度ぐらい病院機関を訪ねているのか、把握はしていますか。

○**幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席** 全部は把握していませんが、報道にある4月中旬でしたか、この病院受診をしたということに関しては把握しております。

○**奥平一夫委員** 非常にこだわるのですけれども、肋骨に骨折痕というものがあるのですが、その時期に病院に確実にいると思うのですよ、お母さんは。救急なり、何なり。その辺の把握はされていませんか。

○**幸喜一史警察本部刑事部捜査第一課次席** 今、申し上げたとおり、4月中旬の県立中部病院の受診ということについては把握しております。

○**奥平一夫委員** 福祉保健部長、結局、行政機関を含めて、医療機関、警察機関もそうなんですけれども、虐待をどう早目に見つけるか、これが勝負だと思うのですよ。そういう意味では、医療機関を何度か訪れているにもかかわらず、これに気づけなかったということは非常に反省しなければならないと思うし、皆さんのこのおきなわ子ども・子育て応援プランの中にも、例えば乳児に関することについても乳幼児検診の充実強化だとか、それから乳幼児医療制度ですけれども、母乳育児の推進とかお母さんと接する機会もあったわけですよ、それから推進員の皆さんが訪れると。お母さんは何らかの形で恐らくシグナルを送っていると思うのです、多分この辺はどうかわかりませんが、旦那が

怖くて言えなかったということもあったのかもしれませんが。ただ、先ほど県警察本部の皆さんが答弁されていたように、周囲は気づいていたのではないかと。それを伝えることができなかったということがあります。そういう意味では、そのシグナルが送られている、それをどうキャッチするか、今回はキャッチできなかったわけですよ。そういう意味で、どう気づいていくかという体制をこれから反省としてやっていかなければならないと思うのです。それから子育て中の若い夫婦は—これは私事でもあるのですが、私の息子も今二十四、五歳なんです、今1歳半の子がいて大変しているのです。仕事もこの不景気の中で奥さんが働いているのです。息子はちょっと学校に行っているので大変なのですけれども、病気でしょっちゅう呼び出されるわけです。そうすると、今度休んだらもうやめてくださいと何度か言われているのです。それをしのいで生活をしている現状があるのです。今、ここを見ると20歳のお母さんですよ。非常に若年のお母さん、本当に子育ても何も知らない間に子供を授かって、相当に精神的にも、あるいは経済的にも、お父さんも含めて追い詰められている、そういうのがあったのではないのかなと思うのです。だからそういう意味では、非常に厳しいこの情勢の中で、いかに行政が子育てをサポートしていくかという、このことが非常に大きなウイークポイントだと思うのです。先ほど言ったように、子育て相談をどうすればいいのかわからなかったのではないかと。これはなかなか周知がされていないということが決定的だと思うのです。そういう意味では本当に、子供を授かってから行政側といろいろと接触をしながら、たくさん情報もいただいているはずなのですけれども、これは周知ができなかった。子育てで非常に悩みながらも、それがなかなか相談できなかったというのは、これは本人の責任もさることながら、やはり行政側ももっと反省をして、しっかりと積極的にサポートしていくという、これは必要だと思うのですが、福祉保健部長はいかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、現在ある制度も含めて活用できるけれども、知らないために活用できなかったということも非常に大きいと思いますし、また身近な、日ごろの何げないことでも不安を解消できるような、そういう場も必要だろうと思うので、そういう意味では子育て支援センターとか、集いの広場とかそういうのもありますので、そういう意味では相談できるシステムとか、相談できる場所が周知されていなかったというのは、おっしゃるように非常に大きいと思うので、そのあたりは本当に、いかにしたら身近なところで相談できる仕組みもそうですけれども、相談できる体制もそうですけれども、いかに御本人たちに周知を図っていくかというのも非常に大きな課題かなと思います

ので、この辺も含めて今後は体制を強化する必要があると思っております。

○奥平一夫委員 もう一点ちょっと確認したかったのは、この22歳のお父さんは、これは介護職を何年もやっているのでしょうか。それともこの3月に介護士に移ったのか、この辺は確認されていませんか。

○奥村啓子福祉保健部長 これについては今確認中で、いつからやっていたかというのははっきりしていません。

○奥平一夫委員 なぜそんなことを聞くかと言いますと、介護職というのは非常にきついのですよ。先ほど、委員の皆さんからも出ていますように、物すごく報酬が低いのです。ですからそういう中で、例えば初めて介護職について子がいらいらしながらという話—そうかどうかはわかりませんが、そういう厳しい労働条件、あるいは賃金条件の中で、本当に生活を維持していこうと一生懸命やったのだけれども、これが壊れてしまった。そういう意味で、今、県のおきなわ子ども・子育て応援プランという新しいものができましたけれども、ここに立派に書いていますよ、ワーク・ライフ・バランスという。これは本気で実現できるようにやっていかないと、こういう事例は幾つも出てくると思うのです。なかなか一朝一夕にできる話ではないのですけれども、特に若年者の子育て中の家族をどう支援していくか。この辺をできるだけ早目に方針を出して強化していくということをぜひ福祉保健部長にはお願いをして、私の質疑は終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 各委員から、いろいろ今回の事件に対する原因の質疑もありましたけれども、このような従来の虐待に関する問題は、これはもう基本的に親の考え方ですよ。ですから福祉保健部として、出産・育児に対する基本的な考え方の中で、親になったときの物の考え方、こういったものに対してどのような具体的な策が講じられているのか。先ほど母子手帳の配付のときに、親としての心構えとか、いろんな対応がなされているということなのですが、具体的にどういうものがなされているのか、まずお聞きしたいです。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 親になるための教育というのは、思春期

の教育の中で市町村が実施している、赤ちゃんとふれあい体験学習事業とかがあります。生まれて後の親への支援というのは、母子健康手帳の交付時から始まっていて、そこでもお母さんとしての心構えであったり、またそこで活用できるいろいろなサービスの紹介とかもされています。生まれて後は育児教室という形で、お父さん、お母さんを招いて子供の発育・発達のことだったりとかということで、教室という形で市町村のほうで実施をしております。県としては、いろんな市町村でいろんな取り組みをしていますので、それについては情報収集して、また市町村のほうにその情報を還元したりという形で実施をしているところです。

○仲田弘毅委員 その対応策、例えば育児教室一つにしても、どのぐらいの対象者が実質的に参加をして、一生懸命ここで勉強しているかというのは、県としては掌握していらっしゃるでしょうか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 具体的に何名というのは、ちょっと把握していないのですけれども、1回の教室の対象人数というのは10名から20名程度ですので、数としてはそれほど十分とは言えない状況だと思っています。

○仲田弘毅委員 学校のPTA活動の中でも、親御さんが一生懸命頑張っているところの子供というのは、余りたくさん外れることはない。学校に顔も出さない、子供たちの育児、教育、児童健全育成に対して余りにも無頓着な親御さんのところに、いろいろな問題行動が起こるわけですよ。ですから、そういったものをまず徹底していただきたいということです。その点の裏づけとしては、学校の教職員はしっかり最高学府へ行って教職課程を取って、国家試験を合格して教壇に立っているわけですよ。しかし、子育てに関して親御さんというのは資格を取って親になってはいない。ですから、そのためのしっかりしたフォローをやっていただきたいということです。特にこの乳幼児検診とか、そういったことを親として責任を果たしていない親御さん、こういった方々をどうするのか。各委員からも先ほどお話がありましたように、子供が子供を生んでいるような家庭もたくさんあるわけですよ。今回でも旦那さんが22歳で、お母さんはまだ20歳ですよ。ですから、親としての考え方をしっかり持っていない方々が親になってしまう。そういった事件、事故を起こしたときの対応に対する考え方も全然なっていない、そういった親御さんをどうするのか。この対応策はぜひ、今後は福祉保健部を中心に頑張りたいなど。それから、きょうせつかく県警察本部から今調査に当たっている方々がお見えになっていま

すが、答弁の中で、多分その事案に関しては、ある程度周囲の方は御存じだったのではないかというお話がありましたけれども、新聞報道等によりますと、その通告、それから連絡が入っていないということです。このことに関して、私たちが今一番懸念しているのは、個人情報の保護に関する法律のもとに、余り各家庭のことを通報、密告する云々ということは大変厳しい、この対応策はこれはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○平良英喜警察本部生活安全部少年課長 やはりそういった児童虐待に対する通報につきましては、110番通報してもいろいろな身分を聞かれるということで通報していない方もおられるわけですよ。しかし、今回、全国的にことしの2月から、子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業としまして、フリーダイヤル—これは全国からそういった児童虐待に対する通報がされるようになっております。これについては、匿名の通報もできるシステムになっております。2月から運用しまして、沖縄県の匿名通報ダイヤルへの通報は4件ございます。そういった形で通報しにくいもの、これについては匿名通報をしてくださいというシステムを構築して、現在、運用しているところであります。

○仲田弘毅委員 今の答弁は、大変前向きですばらしい考え方だと考えております。私も地元のうるま市警察署に通報したことがあるのですが、大変なんです。名前は何といいますか、住所はどこですか、歳は幾つですかと。そして事情聴取をうるま市警察署でやったときに、結局、11時半か12時ぐらいに申し出て、実際に聴取が終わったのは夜中の3時半か4時、もう朝方なのです。そういったことになると、通報しようにも、地域をよくしようにも、もう足が引いてしまうという方がたくさんいると思うのです。ですからこういった個人情報に関するものは、ガセネタであるかどうかは問題外として、通報として匿名でも受けると、そしてそれをしっかり検証していくというシステムはぜひ必要だと思います。ですから、今回、この報道等でもいろいろありましたように、福祉保健部長、各委員への答弁もしっかりやりましたけれども、問題があったときの相談をする場所、例えばニュースで見て初めてこういったときは児童相談所というところがあるのだなとわかった方々もたくさんいるわけですから、だから育児教室とか何とか、具体的に皆さんがちゃんとそういった知識を得る場所では、何か困ったことがあるときは、こういったところに相談してくださいということも含めて、やはり啓蒙・啓発をやっていく必要が大いにありますよ。もう毎回、事件・事故が起こるときに出てくる意見は大体同じではあるのですが、基本的なものはやはり子を持つ親をいかにしっかりさせ

るか。特に、外国等先進国の中でも、日本は子育てに対して大変甘いと言われている。親が自分の子供をしっかり教育できない、だからこれはもう小さいころから親がしつけをする、しつけの延長に虐待があるのかもしれませんが、そこをどの程度で判じて親御さんが子供の子育てに責任を持てるか、しっかりやっていければなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回、住所がなかったということが非常に新しいケースというか、恐らくこれは氷山の一角ではないかなと実際に思うのです。そういった形態で家庭を持っている、その把握ができないということが、ではそれで終わりかというところと終わらないわけですよ、実際にいるわけですから。それで、今回、ではSOSが何もなかったかというところとあったわけですよ、県立中部病院で受診をしていると。この新聞報道のことしかわかりませんが、目の周りが赤くはれて、頭部に打撲痕があったと。これは当然、症例として虐待を疑うケースに該当するのではないですか。これについてはどのような認識を持っていますか。その時点での、これを虐待と認識すべきだったと整理できているのか、いまだにあれば虐待かどうかわからなかったということになるのか。

○奥村啓子福祉保健部長 これは今そうだったかという判断をやるというのは非常に難しいので、県立中部病院のほうでも、それについて早目に検証していくということは言っておりますので、今その場でこれが虐待ですというようなことは言えないと思います。ただ、症例集的なものを厚生労働省のほうで今後つくっていくという取り組みもなされておりますし、また言えるのは、ちょっと変だなと思った時点でも通報というのはできるので、そのあたりはまた別の話かなと思うのですけれども。

○仲村未央委員 個々にももちろんケースが違いますから、必ずこれだったらここからは虐待とかという線は引けないと思います。けれども、頭部に打撲痕ができていたということが、当然医療機関を受診したときに、しかも救急できていますよ。これが本来、もし皆さんが理想とするシステムが機能していたとしたら、どうあるべきだったのですか。受診をしたときに、このことはどのように、次の機関にどういう連携をとられるべき対処ができたと思いますか。

○奥村啓子福祉保健部長 ただ、これが虐待だという認識をすべきだったということについては、検証を待たないと即答はできないのですけれども。ただ、システムとしては、疑われる事例があれば、当然、児童相談所のほうに通報をするという仕組みとしてはできておりました。

○仲村未央委員 では、これがもし疑われる症例として、当然もし上がってきたら、その後は児童相談所に通報されていたケースになったかもしれないということですか。それで今回、私は沖縄市のほうに調査、聞き取りをしてきましたけれども、児童虐待防止ネットワークは非常に機能していると見えました。関係機関を含んで非常にきめ細かく、そしてあらゆる機会を逃さずに現況届、予防接種、検診、保育所、ありとあらゆる想定される発見窓口を網羅して、非常に緻密にやっているなという印象を持ったわけですよ。このときに聞きたいのは、通常の医療機関がこの児童虐待防止ネットワークとどのような連携をとっているのか、入っているのか、入っていないのか。そして県の医療機関はこの虐待防止に関して、今、どういった体制をとって市町村、児童相談所一県と連携窓口を持っているのかお尋ねしたいと思います。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 今、仲村委員がおっしゃったように、沖縄市の児童虐待防止ネットワークですが、要保護児童対策地域協議会にはなっておりませんが、ネットワークとしては非常に活発な活動をっていると認識しております。昨年は、戸別ケース検討会議が72回ということですので、かなりの頻度で開催されております。ネットワークの構成メンバーとしても、民生委員児童要員協議会のメンバーであったり、児童相談所、社会福祉協議会、PTA、保育園等々、かなりの機関を網羅しております。医療機関との関係ですが、沖縄市に関しては個人の開業医の方がこの構成メンバーになっているということで、医療機関との連携でいうと組織的なかわりがちょっと弱いかなと感じておりますので、今後、要保護児童対策地域協議会へ移行していく際に医療機関とは一例えば大きな病院、組織的なかわりの連携を深めていく必要があるかなと考えております。それから県全体での医療機関との関係ですが、平成12年に医療機関用の虐待防止のマニュアルを策定しておりますが、これの周知がまだ十分に図れていなかったのかなということと、平成12年に策定しておりますので、今後、この内容については、医師会等とも調整をしながら改訂をしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 私も、医療機関はどうしたかなというのは非常にこのネット

ワークの中で気になるところなのです。というのは、家庭裁判所一司法は入っているのです。そういう意味では、かなり機関は横断的に網羅されていると思いきや、今回、発見の窓口として一番外せないはずの県の医療機関、救急を持っている県ですよ。その医療機関がこのネットワークの中でどういう役割、機能を担っているのかということが、今回抜け落ちているということが課題として上がってきていいのではないかと思うのです。先ほど来の答弁の中から、今回浮き彫りになった課題とか反省の中から、その部分が出てこない。これはどう受け取っているのか。今回のケースに限っていえば、今回の課題として、もちろん住所が現住所ではなかったということ、これは非常に行政がかかわりにくかったというのはわかっています。そして、先ほどからお尋ねしている医療機関が、今回ネットワークの中でかかわりが弱かったのではないかと、この反省はないですか。

○奥村啓子福祉保健部長 これはいろいろな検証を踏まえた上で課題というのは抽出されると思いますが、確におっしゃるように、SOSを発しているとしたら、もしかしたらキャッチできたのかもしれないという部分では、医療機関というのは非常に大きなウエートを占めているのかなという認識はございませし、また先ほど田端青少年・児童家庭課長からもありましたけれども、一応県立病院の救急のシステムの中では、そういう体制というか、内部での発見を含めて連絡までのシステムはできていたけれども、それがうまく機能していたかという課題が残りますので、そういう意味では、今言った救急告知病院を中心に、今後は医療機関に対する普及、啓発というか研修も含めて、変だなと思ったらすぐに児童相談所にでも通報できるような、こういうシステムは徹底していく必要があるということは重々考えております。

○仲村未央委員 先ほど、病院としてマニュアルがあって、そのマニュアルが徹底できていなかった部分もあるということが上がっていましたが、今回、マニュアルに従っていれば、当然それは疑わしい事例として、ほかの機関にも連携がとれたのではないかとということが返す返すも残念です。そして、マニュアルがあろうとなかろうと専門機関が、一般の方々にも疑わしいときは電話をしてくださいと呼びかけている中ですから、当然それは専門機関、医療機関であれば、もうこれはマニュアル以前の問題として、ほかの機関につなぐということは当然あってしかるべき。そして本当に4月のこの時点で、それができていたら防げていたのではないかとというのが本当に無念なんです。きょうは病院側が出席できていないのは残念なんですけれども、ですので、システム

が機能していたかどうかというような、もちろん対処的な検証も必要かもしれないですけども、本当に今、現場がどうなっているのかということをもっと緊張感を持って、きょうこの時点でもこのことに対する、どうしてあのとき発見できなかったのかという一つとしては、むしろ聞かれなくても出てくるのかなと、先ほどからずっとそれを待っていたのですけれども、いまだにそれは今回のケースを検証していますということですが、ここは非常に大きな課題だと思います。そして、今、県と市町村両方が窓口になってもう何年かたちます。虐待の件については、市町村も直接やるということで、法的にも変わってきたと。これは日常的な役割分担、このようなケースは県が、このようなケースは市町村だとかというのは、私は非常に際どいのではないかと見ているのですが、どうですか、体制は。県が受ける児童相談所のものと市町村が—その市町村の能力も含めて、今本当に役割分担として機能できていますか、うまくいっていますか。

○奥村啓子福祉保健部長 完璧とは言えないにしても、システムとしては、例えば要保護児童対策地域協議会が設置されているようなところだと、そこでこんなケースは児童相談所に行く。児童相談所で受けたものについても、ある程度状況が落ち着いた時点で、市町村に行くという形での連携はとれておりますし、市町村の相談件数もふえているという状況から見ますと、その辺は一応はできているのかなと。ただ、市町村としても、窓口があっても専門的な職員が配置されていないというところもまだまだ多いですので、そういう意味では体制的に十分とは言えない部分はあると思いますけれども、一応はおおむね機能はしているのかなと認識しております。

○仲村未央委員 沖縄市だけでも昨年七十二、三件、戸別、具体的な緊急課題は連携をとって、それは児童相談所も入ったり、入らなかったりいろいろケースによってあるのでしょうけれども、沖縄市だけでもそれぐらいあるということは本当にてんてこ舞いで、児童相談所の今の体制—コザ児童相談所の体制、中央児童相談所も含めて、これで十分だとは私は思えないのですけれども、そこら辺はなお非常に大変ではないですか、実態として現場は、いかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 これまで児童相談所、ケースワーカーも含めて心理士等の増員を図ってきて、確かに100%これでもう十分ですよということでは思っておりませんが、やはり専門性の確保とか、スーパーバイザーの確保とか、その辺の強化も今後は必要だし、体制、人数的な部分については、

今後、状況を見ながら検討していく必要はあるかと思います。ただ、先ほど来申しあげましたように、市町村においても、専門的な職の配置というのにも積極的に配置していただく必要はあるのかなとは考えております。

○仲村未央委員 本当に今回のケースを見るにつけ、もちろん体制があつてうまく行かなかつたことというよりは、みんなうまく回っていても見落としていたり、足りなかつたりしたことということのを浮き彫りにした1例だつたのではないかと思えるのですけれども。回っていても、回っていても、決定的に住所がなかつたり、あるいは医療機関との連携がそこに足りなかつたりしたこと、これをそのときの検証として浮き彫りにして、そこを正面からとらえてすぐ対応しないといけないと思うのですよ。ですので、ただ今までやってきたものの、どこが詰まっていたのかなではなくて、今回浮き彫りになつたケースに沿って、そこはどこがもっと充実しなければならなかつたのだ、あるいは充実させる必要があるのだというところを早急に、これは沖縄市だけの問題ではなくて、県も入って浮き彫りにして、またこの全体の中で課題を共有していくとしてほしいなと強く思っています。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど、ポリオワクチンの予防接種の通知が宜野湾市から送られてきて、それを母親が本人に渡したということなのですが、この予防接種は受けていますか。どこで受けていますか、宜野湾市ですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 宜野湾市で受けたとのことでした。

○渡嘉敷喜代子委員 それはいつでしょうか、受けた時点です。

○上原真理子国保・健康増進課長 5月25日となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 5月25日というのは、この新聞報道などによりますと、4月の時点でこういう虐待が起こっている状況にあるのですよ、病院に行ったり。そのときに、予防接種を受けたときの時点では、何も気づかなかつたのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 その情報はわからないのですが、一応、予防接種を受けるときというのは診察を受けてから一経口接種ですけれども、受けるはずです。

○渡嘉敷喜代子委員 小児科医が診察してから、それから予防接種を始めますよ。その時点で、もうそのころは虐待を受けている状況ですよ。受けていますよ、5月25日というのは。そこで、その小児科の医師は気づかなかったのかなということ、そのあたりは把握していませんか。

○上原真理子国保・健康増進課長 そこは存じませんけれども、ただ健康診断というのは、必ずしも小児科医のみではなく、いろいろなドクターが受け持っております。ですので、小児科医だから見落とさずに、それ以外の医師だったらどうか、というあたりまではちょっとわからないです。

○渡嘉敷喜代子委員 長くなってしまいますけれども、今、仲村未央委員からも指摘があったように、やはり児童虐待防止ネットワークの中でお医者さんたちもそれにかかわっているわけだから、予防接種のときであれ、裸にして検診をするわけですよ、子供たちを。そういうことを、やっぱりそこでも見落としはいけないというような、そういうことも本当にこれからの体制づくりで、やっぱり周知徹底していく必要があるのではないかなという気がしますけれども、どうお考えですか。

○上原真理子国保・健康増進課長 おっしゃるとおり、乳幼児検診三、四カ月、後期は九、十カ月にございます。検診は年2回です。それ以外に、今おっしゃった予防接種の機会というのが子供に触れるチャンスではあると思いますので、そこはおっしゃるとおりの気づきの場になる必要があると思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。
休憩いたします。

(休憩中に、委員長が説明員に対して、今後、適宜情報を取り、委員会

に報告するよう要望した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

以上で、沖縄市の児童虐待問題についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇